新接続料規則第十一条第四項	第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）
新接続料規則第十一条第五項	設備管理運営費
第六条第一項	令和四年改正省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第六条第一項
第一種指定設備管理運営費	設備管理運営費
新接続料規則第十二条の二第一項	第一号
当該各号	同号
新接続料規則第十二条の二第二項	令和四年改正省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第六条
第一種指定電気通信設備	電気通信設備
新接続料規則第十四条第三項	設備管理運営費
新接続料規則第十五条第一項	令和四年改正省令附則別表第二第一表の一の項の要素機能（加入者交換部に限る。）及び二の項の要素機能（中継交換部に限る。）並びに第二表の一の項の要素機能	令和四年改正省令附則別表第二第一表の一の項の要素機能（加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部に限る。）、二の項の要素機能（中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部に限る。）及び三の項の要素機能並びに第二表の二の項、三の項及び五の項の要素機能
新接続料規則第十六条	第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能	第四条の表九の項から九の四の項までの機能
新接続料規則第十八条の三	第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	令和四年改正省令附則別表第二第二表の四の項及び六の項から八の項までの要素機能
新平成十七年改正省令附則第六項	第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則別表第二第一表の一の項の加入者交換部
	規則別表第一の一第一表	第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一の一第一表
新平成十七年改正省令附則第七項	加入者交換機能	加入者交換部
新平成十七年改正省令附則第十五項	規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能	要素機能

第八条　令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

第九条　令和六年十二月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令第三条から第六条までの規定の適用については、同令第三条中「八の項の機能」とあるのは「八の項の機能並びに第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項の加入電話・メタルＩＰ電話接続機能」と、同令第四条中「附則第十五項」とあるのは「附則第十五項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第七条において準用する場合を含む。）」と、「第十四条」とあるのは「第十四条（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」とする。